

【資料1】

「第4期北海道立美術館等作品収蔵計画」策定要領

1 目的

各道立美術館及び釧路芸術館の長期的・総合的な作品収集等の方針として策定した「第3期北海道立美術館等作品収蔵計画（平成21年度～平成30年度）」（以下、「第3期収蔵計画」という。）の期間が終了することから、第3期収蔵計画の評価を踏まえた、次期収蔵計画を策定する。

2 計画の名称

第4期北海道立美術館等作品収蔵計画（以下、「収蔵計画」という。）

3 計画対象の美術館等（所在地、設置年）

北海道立近代美術館（札幌市、昭和52年）

北海道立三岸好太郎美術館（札幌市、昭和42年、昭和52年改称）

北海道立旭川美術館（旭川市、昭和57年）

北海道立函館美術館（函館市、昭和61年）

北海道立帯広美術館（帯広市、平成3年）

北海道立釧路芸術館（釧路市、平成10年）

4 収蔵計画の内容

(1) 作品収集基本方針

北海道立美術館・釧路芸術館活動の基盤となる美術品収集について、基本理念や収集作品の対象分野について「総括方針」と「館別方針」を定める。

(2) 収蔵作品活用基本方針

収蔵作品の活用の在り方について「基本方針」を定める。

(3) その他

上記（1）及び（2）のほか、必要事項等がある場合、その事項を定める。

5 収蔵計画の策定

(1) 策定時期

平成30年度中

(2) 収蔵計画の検討

収蔵計画を策定するに当たり、「北海道立美術館等作品収蔵計画策定検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置し、計画内容を検討する。

ア 検討会議の構成

検討会議の委員は生涯学習推進局長、各道立美術館長、道立釧路芸術館長、近代美術館学芸副館長、文化財・博物館課長及び生涯学習推進局長が別に委嘱する学識経験者等で構成し、生涯学習推進局長が招集・主宰する。

イ 幹事会

検討会議の運営を円滑に推進するため、この検討会議に幹事会を設置する。

なお、幹事会の構成員は別表のとおりとする。

ウ 庶務

検討会議及び幹事会の事務は、生涯学習推進局文化財・博物館課において処理する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、収蔵計画の策定に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年10月19日から施行する。

別表

幹事会の構成員

所 属	職 名	氏 名	摘要
教育庁 生涯学習推進局 文化財・博物館課	主幹	菅野泰之	博物館グループ
	主幹	久米淳之	博物館グループ
近代美術館	総務企画課長	北川伸之	
	学芸部長	苦名真	
	学芸統括官	五十嵐聰美	
	学芸企画課長	大下智一	
三岸好太郎美術館	副館長	土岐美由紀	
旭川美術館	学芸課長	佐藤由美加	
函館美術館	学芸課長	井内佳津恵	
帯広美術館	学芸課長	光岡幸治	
釧路芸術館	学芸主幹	中村聖司	